

MMCニュース 経営情報

2023年11月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

消費税原則課税の方 領収書切り離しに注意 ～インボイス開始で

2023年10月1日からインボイスが開始して1か月が経過しました。具体的取引でのやり取りのなかで様々な疑問が寄せられています。その疑問のなかから今回は受け取る領収書について詳しくご説明します。

※ ご自身が免税事業者であったり、簡易課税事業者であったりする場合は、このお話しは無視していただいて結構です。

まず、受け取る領収書には以下の項目が書かれていなければ“インボイス対応領収書”とは認められないので、受け取る際には確認してください。

発行者の名称とインボイス登録番号

受取人の名称

取引年月日

取引内容(但し書き)

金額(税込合計・消費税額・税率)

税率が抜けているものが多いのでご注意ください

上記の項目がすべて書かれていないとインボ

イスには対応できなくなりますので、その店の利用は極力避けるか、インボイス未対応に相当する消費税負担を受け入れることになります。

一方、お店側が上記すべてに対応する領収書を発行していても、受け取る側の行動でインボイスに対応できなくなる事例があります。

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

例えば以下のひな型の領収書を受け取ったときに、受け取った方が下側半分を切り離してしまう事例です。

領収書	
MMC様	2023年11月30日
金12,345円	
お品代	T×××××××… 東京都〇〇〇〇〇〇 〇〇〇商店
明細	
A商品	×××円
B商品	×××円
・	・
・	・
E商品	軽 ×××円
合計	×××円
10%対象	×××円 内税××円
8%対象	×××円 内税××円
「軽」は軽減税率(8%)適応商品	

下半分を切り離してしまう方は案外多いようで、そこには“不正意識”がある訳ではなく、何となく細かい部分まで見られたくないとか、必要性がないと思ってしまうようです。上部分に必要な事項が全て書かれていれば下部分の切り離しは問題ありませんが、上下がセットで必要事項をクリアするひな型も増えています。コンビニや飲食店で受け取る領収書に多いようですので、今後は注意深く確認してみてください。

(切り離さないことをおすすめいたします)

インボイス免除のケース

以下の条件に当てはまった領収書はインボイスの要件が免除されます。

- **3万円未満の公共交通機関**
(電車・バス等／特急料金も可)
- **3万円未満の自動精算機**
(ただしコインパーキングは免除とはならず簡易インボイスが必要ですご注意ください！)
- **自社の基準期間(2期前)の課税売上が1億円未満の事業者であれば、1万円未満の領収書で、詳細を記入した帳簿があればインボイス不要**

簡易インボイス

不特定多数を相手にする業種

(小売業・飲食店業・写真業・旅行業・タクシー業・駐車場業など)

が発行するインボイスは適格簡易請求書(簡易インボイス)で構わないこととされています。

その違いは下図の通りですが、簡単に言うと「宛名」がなくても良い点でしょうか。

適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込)及び適用税率	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込)
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	

請求書	領収書
請求書 11月分 131,200円 11/1 魚 * 5,000円 11/1 豚肉 * 10,000円 11/2 タオルセット 2,000円 合計 120,000円 消費税 11,200円 8%対象 40,000円 消費税 3,200円 10%対象 80,000円 消費税 8,000円	領収書 スーパー〇〇 XX年11月30日 ヨーグルト* 1 ¥108 カップラーメン* 1 ¥216 ビール 1 ¥550 合計 ¥874 8%対象 ¥324 10%対象 ¥550 消費税 50円 お預り ¥1,000 お釣 ¥126

電子帳簿保存 引き続きおさらい

2024年1月1日から全ての企業に対して「電子帳簿保存」が完全義務化となります。同法について改めて、最低限のことを簡単にまとめてみます。

- ① はじめから「紙」でない請求書や領収書は
- ② 電子データとして保存する
電子データとしての保存方法(例)は以下のとおり
(ア) PDF形式で保存(保存期間は原則7年間)
(イ) ファイル名を「日付__取引先名__金額」とする
(ウ) 税務署の求めに応じて、鮮明な画面で見せる・印刷して文書で提出・データ提供できるようにする
(エ) 定期的にデータのバックアップをおこなう

上記の(ア)から(エ)をご自身で行うことが難しい場合は、専用のソフトを購入する選択肢もございます。

専用ソフトには様々なものがありますが、たたき台として右のQRコードから閲覧できる動画を参考になさってください。



制度の理解にも有用と思います。

【補足】

次の方は上記(イ)が不要となります。

2期前の年商が5,000万円(税込)以下の方

或いは

電子取引データの全てをプリントアウトし

日付や取引先ごとにきちんと整理している方

なお、請求書等の帳簿が、紙と電子と両方存在している場合に、どちらを保存するかは経営者の判断に任されています。

